

## 女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書

世界の国々がジェンダー平等を達成するための最も重要な国際基準は、1979年に国連で採択された女性差別撤廃条約とその実効性を高めるために1999年に採択された女性差別撤廃条約選択議定書（以下、「選択議定書」という。）である。女性差別撤廃条約の締約国189か国のうち、選択議定書を批准している国は115か国に上るが、日本は1985年に条約を批准しながらも、いまだに選択議定書を批准していない。

また、女性差別撤廃条約の締約国は、自国の条約実施状況を報告する義務があるが、2024年10月には、日本政府の報告に対して8年ぶりに国連女性差別撤廃委員会の審議が行われる。

選択議定書は、個人通報制度と調査制度の2つの手続を定めており、これを批准することで国際的な人権基準に基づく女性の人権侵害の救済や、性別による不平等をなくす取組の実行力が強まることになる。2024年の世界経済フォーラムの報告書では、日本のジェンダー・ギャップ指数は146か国中118位である。前年の125位から順位を上げたとはいえ、男女の賃金格差、女性に対する性暴力・セクハラなどに対する法整備の必要性など、日本のジェンダー平等は、いまだ道半ばと言わざるを得ない。選択議定書の批准は、このような現状を変えるための大きな一歩である。

よって政府においてはジェンダー平等を実現し、全ての人権が尊重される社会をつくるため、選択議定書の早期批准を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣府特命担当大臣（男女共同参画） あて  
外務大臣  
法務大臣

茅ヶ崎市議会